

表11 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,658	4,344	4,600	4,650
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	348	364	331	370
			[災害性脳血管疾患 全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(46)	(48)	(54)	
			[災害性虚血性心疾患等 ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(5)	(4)	(2)	
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	95	86	72	61
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	279	268	282	228
	18		負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	3,061	2,749	3,106	3,170
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）	79	131	91	93
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	127	86	104	122
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	598	555	547	512
	23		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	51	53	41	52
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	20	52	26	42
二			物理的因子による次に掲げる疾病	684	718	824	754
			（有害光線による疾病）				
1	25		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	6	6	4
2	26		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患			1	
3	27		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3		
4	28		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				
5	29		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	3	3	0	1
			（皮膚障害）		(3)		
			（白内障）				
			（急性放射線症）	(3)			
			（再生不良性貧血）				
			（造血器障害）				
			（異常気圧による疾病）				
6	31		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	16	12	8	13
7	32		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	2	2	3	3
			（異常温度条件による疾病）				
8	33		暑熱な場所における業務による熱中症	77	89	182	177
9	34		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	62	65	73	46
10	35		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	18	22	17	12
11	36		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	499	515	532	498
12	38		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	2		1	
13	39		1から12（CODE25から38）までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	1	
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,727	1,595	1,514	1,448
1	40		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	286	241	179	147
2	41		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	27	48	44	65
3	42		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	912	784	717	632
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	496	507	558	590
	43		（手指の痙攣又は書痙）				

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)				
		45	(頸肩腕症候群)				
	5	46	1から4 (CODE40から45) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	6	15	16	14
四			化学物質等による次に掲げる疾病	200	227	154	203
	1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	113	103	84	110
			[有機溶剤中毒 CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	(31)	(17)	(14)	
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)				
	2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	10	11	7	3
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(8)	(5)	(5)	(2)
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(6)	(2)	(1)
	3	50	すず、鋳物虫、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂部硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	13	21	20	26
	4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	4	5	5
	5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	1	2
	6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	8	7	8
	7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	18	25	13	17
	8	55	1から7 (CODE47から54) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	51	17	32
	5	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,385	1,322	1,148	1,139
			(管理4)	(342)	(316)	(254)	(194)
			(肺結核)	(73)	(83)	(41)	(51)
			(結核性胸膜炎)	(15)	(17)	(10)	(7)
			(続発性気管支炎)	(950)	(932)	(795)	(854)
			(続発性気管支拡張症)	(15)	(10)	(10)	(6)
			(続発性気胸)	(29)	(27)	(38)	(27)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	132	159	157	224
	1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	74	113	102	138
	2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3		6
	3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	9	12	8	13
	4	62	屋外における業務による恙虫病	10	4	10	5
	5	63	1から4 (CODE57から62) までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	37	27	37	62
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	61	72	85	94
	1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	7	8
	2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	4	4	1
	3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
	4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
	5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん				1

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん				
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	42	52	54	77
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(17)	(18)	(21)	(22)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(25)	(34)	(33)	(55)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病				
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	1	
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)	(1)	(1)		
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)				
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)			(1)	
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)				
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)				
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	6	15	5
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	6	4	4	2
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)	(5)	(4)	(3)	
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)	(1)		(1)	
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん				
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)				
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)				
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1			
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)	(1)			
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)				
17	91		すず、鋳物虫、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1		
18	92		1から17 (CODE64から91) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病				
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	0	0	1
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	121	146	259	532
			[じん肺症患者に発生した肺がん]	(25)	(24)	(43)	(113)
			[非災害性脳血管疾患]	(49)	(48)	(96)	(202)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(32)	(37)	(47)	(115)
			[精神障害等]	(14)	(36)	(67)	(112)
			合計	8,969	8,583	8,741	9,045
			A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,773	8,343	8,411	8,405
			B：包括的救済規定に係る業務上疾病（その他業務に起因することの明らかな疾病）の合計	196	240	330	640
			A/(A+B)	97.8%	97.2%	96.2%	92.9%

分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。